

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十五号）（保健医療政策課）

一 趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の施行に伴い、規定の整備をするための改正

二 内容

食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁へ移管されたことに伴う条例第二十条第一項第四号で引用する「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」の題名の変更

「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」を「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」に変更する

三 施行期日

公布の日